

(別紙)

大阪地方裁判所委員会

確 認 事 項

1 委員会終了後の早い時期に、議事内容の概略を記載した「議事概要速報版」を各委員に送って内容を確認し、所要の修正を経て、「議事概要確定版」を大阪地方裁判所のウェブサイトに掲載する。

なお、議事概要を公開する際には、発言した委員の氏名は表示しない。

2 議事の一般公開は行わない。報道機関から撮影取材の申し入れがあったときは、当面、委員会冒頭の撮影を認め、委員会終了後、委員長から当日の委員会での議事内容の要旨を説明する。

3 この委員会において議決をする場合には、委員会を組織する委員の過半数でこれを決する。